



3月議会は3月3日～26日。誰でもいつでも傍聴できます

東葛各市一斉に市主催イベント中止 新型コロナ対策どうする？

21日に千葉県北西部で60代の男性が新型コロナウイルス感染者と判明したことが報道されると、野田市も含めた東葛各市は一斉に市主催の各種行事の中止や延期を決め、公民館等での市民活動の自粛を求めた。

ただし、野田市の一部では公民館等を使わないかのような行き過ぎた自粛を求めたことがあった。すぐに訂正されて市民に再度連絡されたようだが、初動の意思統一に不備があってはならない。

政府の大型クルーズ船での患者発生での対応は、人権に配慮していない、かえって船内感染を蔓延させたとして批判を受けている。文字通りの「水際作戦」は失敗し、国内のあちこちで感染者が発生し、亡くなった方も出ている。

この時点で役に立つと思われる、東京大学大学院総合文化研究科長で教養学部長でもある太田邦史氏くにひろが18日に科内に「免疫も研究している生物学者としての自身の知見も踏まえ」て出した「お願い」の要点を紹介する。

現状認識として、新興病原体に対する有効な防御法には、①検疫、②公衆衛生的な管理、③迅速な診断法、④ワクチン、⑤治療法・治療薬、⑥各人の免疫システムの6つの「盾」があるが、今の日本で

は①の盾が破られ、③～⑥の盾はまだ有効に機能しないか、存在していない状況であり、いずれ多くの方が新型コロナウイルスに感染することを前提として、行動することが必要とする。

その上で感染の状況を知る臨床医の話として、感染者の多くは症状が軽く、普通の風邪のような症状があるだけのように紹介し、小児や若者は重症にいたる確率は

そこで出てくるのは生活保障だ。イベント中止や休業等の時、そこで働いている人の賃金補償がされるのかどうかだ。時給や日給で働いているものはとりわけ困る。

加藤厚労相が経済団体に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、労働者が安心して休むことができるよう収入に配慮した病気休暇制度の整備を要請した。

相当低い、高リスク者である基礎疾患保有者、高齢者、要介護者、入院患者では重症化の確率が高くなるため、リスクに応じて対応法を変えることが重要だと指摘している。

日本国内での感染の拡大はある程度避けられないが、早急に着手すべきは、高リスク者の新型コロナウイルスによる死亡率の抑制と、医療機関の機能維持だという。

そのために必要な具体策は、①体調管理、②テレワークや電子的ツールの活用、③消毒や手洗い、マスク着用など、④時差通勤や人混みを避ける工夫、⑤ウイルスに罹ったか心配して不用意に病院に行かない、⑥健康メモ（体調や体温、行動内容や移動範囲などのメモ）をつけることを提案している。

休業等の生活や賃金補償は必須

仮に各企業が政府の要請に対応したとしても、非正規労働者もその対象に含まれるのだろうか。労働組合はその機能を果たせるのだろうかという疑問は消えない。

そもそも厚労省は非正規労働者が省庁でダントツに多い役所である。全体の53%、3万4722人は休めば賃金が出ない。職業紹介をするハローワークの窓口職員は非正規職員で占められている。まずはお手本を見せてもらおう。

日弁連が全国一律・生活費保障の最賃意見書提出 加重平均額は全国一律の韓国に抜かれた

日弁連が 21 日、最低賃金制度について初めて意見書を厚労相や中央最低賃金審査会会長、衆参の厚生労働委員会に提出した。

内容は①現在の地域別最賃から全国一律最賃に変えること、②一定の猶予期間を設け高いところを引き下げることなく引き上げ、充実した中小企業支援策を構築すること。

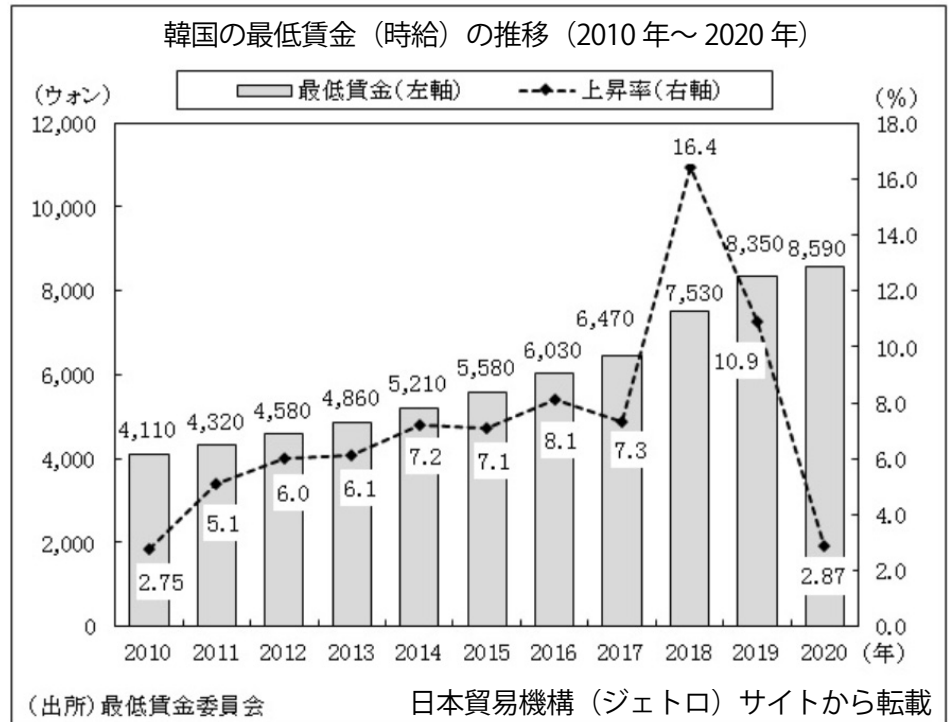
これは 11 年 6 月に最賃に関して意見書を公表して以来、継続して改善を求め、昨年は「最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明」を公表したが、小幅引き上げにとどまり、地域間格差も解消されていないという壁を打ち破ろう

最賃に週休手当が上積みされる韓国

日本の改善が遅々として進まない反面、韓国では文在寅政権発足後、政権公約（20年に1万ウォン）の最低賃金の大幅引き上げで、すでに日本の最賃より実質高くなっている。

韓国の最賃は全国一律である。ムン政権になって初の最賃引き上げは 16.4%、2 年目は 10.9% と大幅に上昇。しかし、肝心の 20 年は 2.87% と、1 万ウォンをはるかに下回り、文大統領は決定時に「申し訳なく思う」とのコメントを出し、労組は裏切ったと声明を出した。

それでも韓国の今年の最賃、8590 ウォンを日本円にすると 786 円（1 ウォンは 2 月 23 日現在 0.916 円）。ところが韓国には日本にはない有



とするものだ。

金にはそれが加わる。週労働時間が 15 時間以上の労働者に支給されるもの。その結果、最低時給は 943 円となる。

給の「週休手当」があり、最低賃

地方は住居費安いが自動車保有かさむ

日弁連は先の意見書で、連合のリビングウェイジや中澤秀一静岡県立大学短期大学部准教授の調査で、食費や住居費、水光熱費、家具家電用品費、被服・履物費、保健医療費、交通・通信費、教養娯楽費等、労働者の生活に最低必要と考えられる費用の試算では、月額 22 ～ 24 万円（租税公課込み）となり、都市部か地方かによってほとんど差がなかったと紹介。

地方は住居費が安いが、公共交通機関が乏しいため、自家用車の保有が生活費を引き上げているためだ。

また月額 22 ～ 24 万円という水準は、月に 173.8 時間働くと仮定すると、時間給換算で 1,300 円～1,400 円に相当し、現在の全国加重平均額 901 円を大幅に上回ると指摘する。

米国の州単位を除くと、多くの先進国の最賃は全国一律。最低賃金は、「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な最低生計費を下回することは許されない。

ただ中小企業については韓国のような雇用安定資金支援制度等で支援すべきと主張している。労働組合の本気度が試されている。